

ダイビング事業者様 各位

恩納村漁業協同組合
組合長 山城正巳
(公印省略)
恩納村ダイビング協会
会長 内原靖夫
(公印省略)

恩納村内漁港施設利用についての訂正

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

先月ご案内致しました『漁港施設維持管理協力金』について漁業組合員（乗合船船長）、ダイビング事業者様よりご意見があり、漁業協同組合観光部会とダイビング協会理事にて協議の結果、大変恐縮ではございますが、金額について一部訂正を致しましたのでご案内させていただきます。

また、こちらの訂正に関しまして、4月10日に開催された観光部会総会にて全会一致にて承認された事をご報告させていただきます。

甚だ略儀ではございますが、まずは書面にてお詫び申し上げます。

敬具

記

1. 漁港施設利用における合意事項

1) 恩納村内の漁港を利用する事業者は恩納村ダイビング協会に加入すること。

村内事業者…正協会員 または 賛助協会員

村外事業者…賛助協会員

※入会金…正協会員30,000円、賛助協会員入会金無し

※年度会費…正協会員12,000円、賛助協会員12,000円

2) 漁港施設維持管理協力金を支払うこと。

正協会員・賛助協会員…年度会費として一律20,000円

※漁港施設維持管理協力金の徴収方法に関して、正協会員はダイビング協会にて徴収した後漁協に支払われます。賛助協会員は直接漁協にて現金支払い（領収証発行）となります。

2. その他

すでに入会申込みをいただいた事業者様へは今後直接ご連絡させていただきます。

こちらの訂正内容に関しまして、以下ホームページも順次修正して参ります。

恩納村ダイビング協会ホームページ (<http://oda2017.com/>) 内にて以下内容を掲載しています。

1) 補足Q&A

2) 恩納村ダイビング協会『新規加入案内』

3) 恩納村ダイビング協会『新規加入申込書』

以上